

ダイジェスト版

公認会計士制度

過去・現在・未来

山形大学

2018年5月9日

公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

構成

- はじめに
 - わが国公認会計士制度の概要
- 会計なくして経済なし
 - 市場経済と複式簿記
 - 金融・資本市場と公認会計士
- 監査品質の確保・向上に対して高まる世界の期待
 - エンロン事件と公認会計士・監査審査会
 - 公認会計士監査を巡る近年の制度構築
- むすび

わが国公認会計士制度の始まり

～新井清光著『日本の企業会計制度』より～

- 昭和22年（1947年）
 - － 証券取引法の制定（証券取引委員会に関する部分のみ）
 - － 証券取引委員会の設置
- 昭和23年（1948年）
 - － 証券取引法の改正（公認会計士監査の導入）
 - － 公認会計士法の制定
 - － 公認会計士管理委員会の設置
 - 昭和27年に公認会計士審査会、更に平成16年より公認会計士・監査審査会となり、現在に至る。

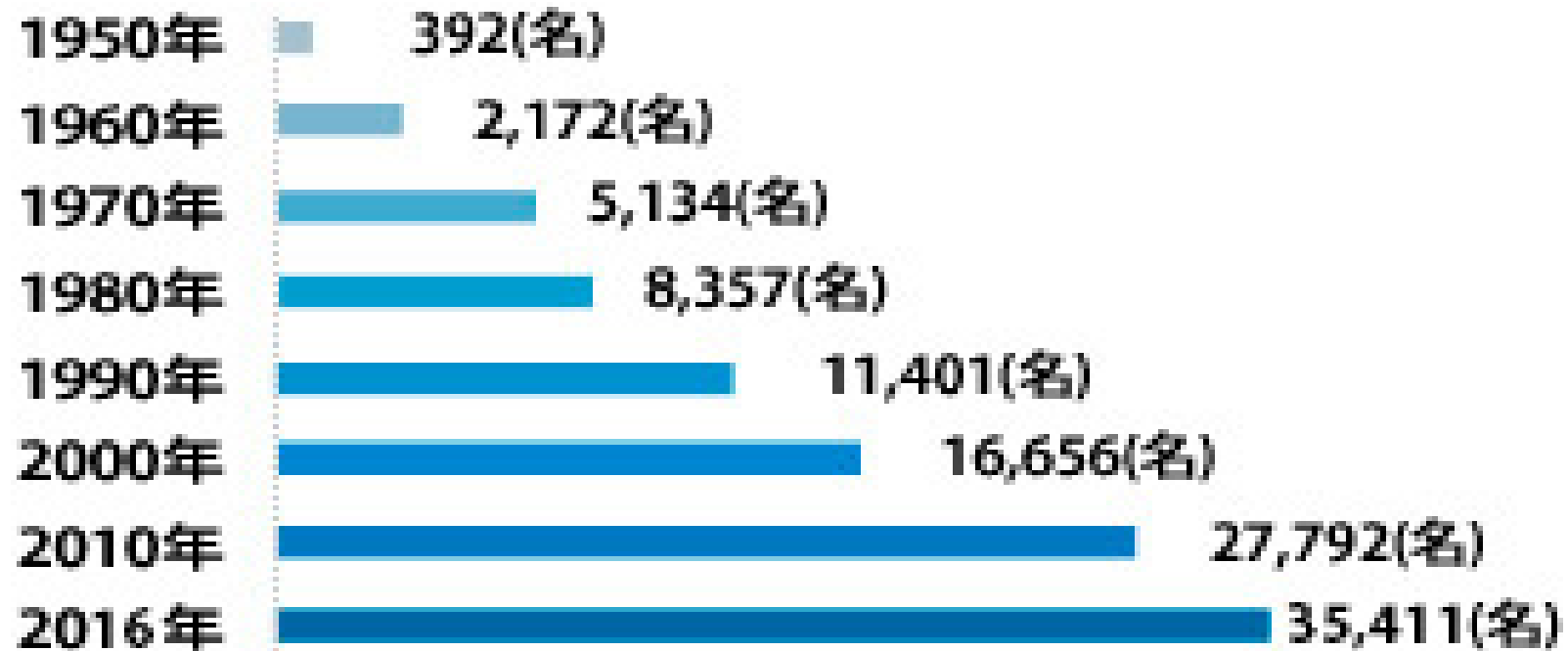
わが国公認会計士制度の始まり（続）

- 昭和24年（1949年）
 - 企業会計原則の公表
 - 東京証券取引所、大阪証券取引所の設立
 - 日本公認会計士協会の設立
- 昭和25年（1950年）
 - 監査基準の公表
- 昭和26年（1951年）
 - 公認会計士監査の実施（正規の監査は、昭和32年開始）

わが国公認会計士制度の始まり (続)

- 昭和37年 (1962年)
 - 原価計算基準
- 昭和41年 (1966年)
 - 監査基準全面改訂
 - 公認会計士法改正 (監査法人制度創設など)

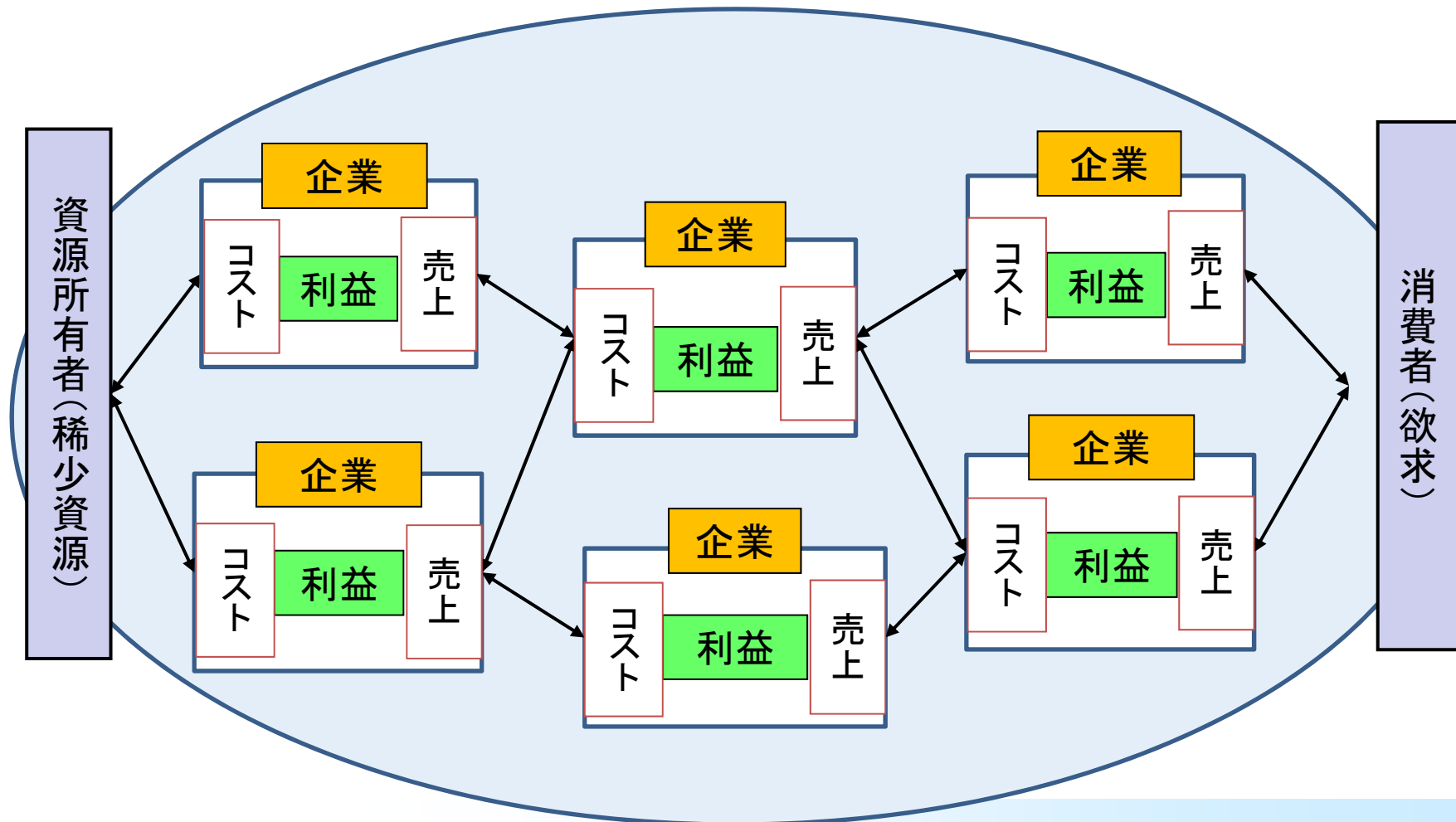
日本公認会計士協会会員数 (各年12月末現在)



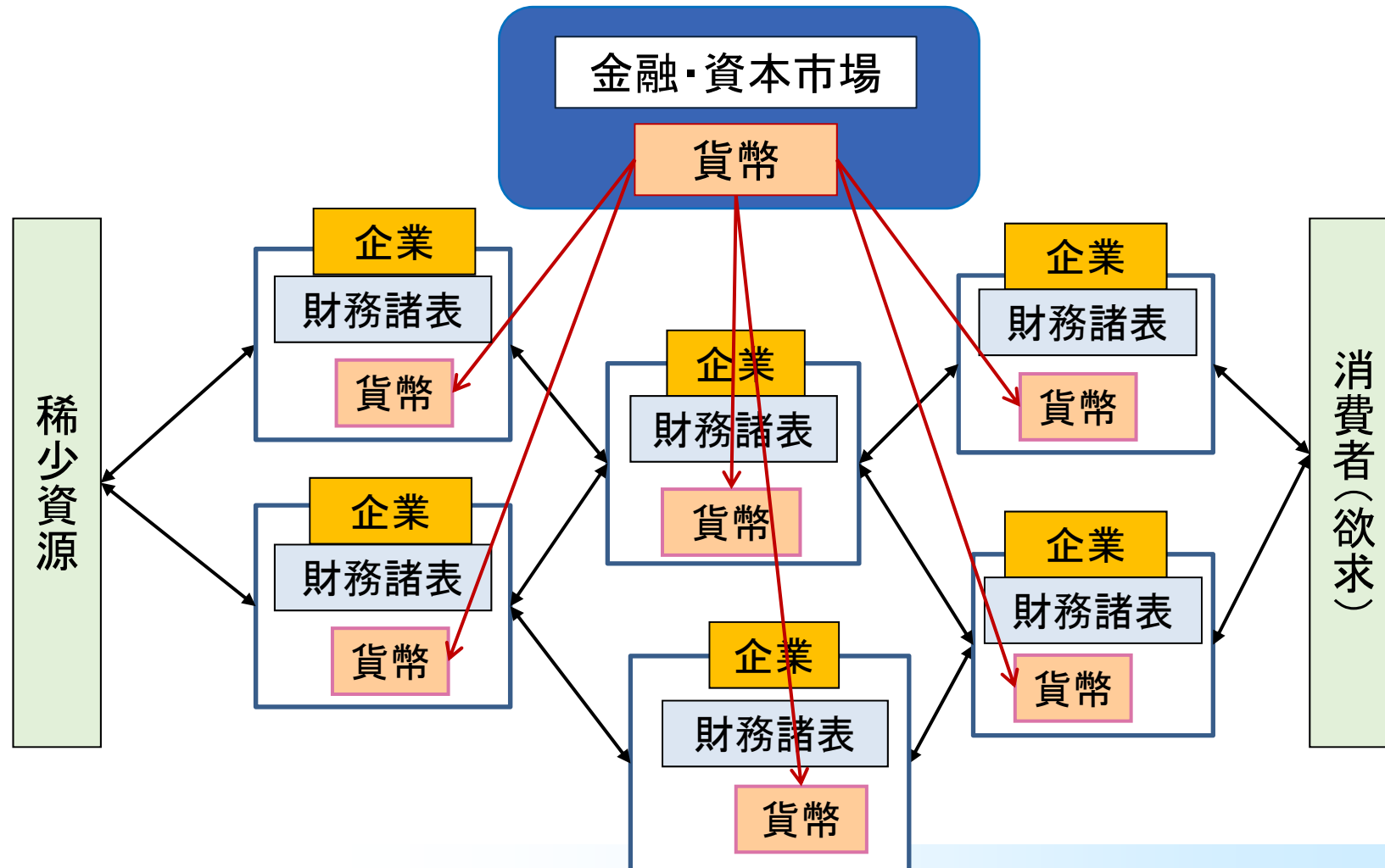
2016年 会員(公認会計士、監査法人など) 約29,500名
準会員(会計士補、試験合格者など) 約 6,000名

会計なくして経済なし

～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～

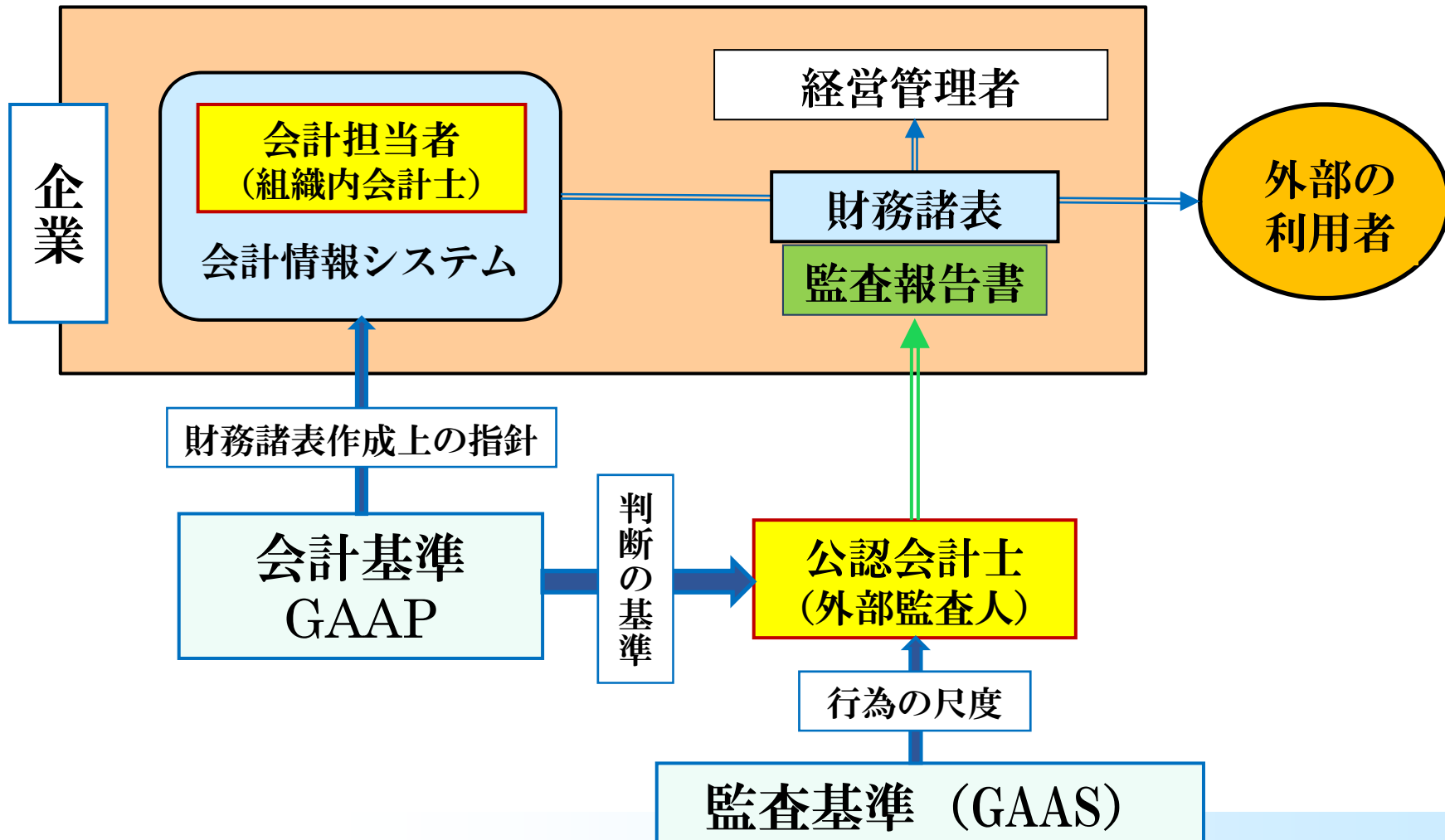


金融・資本市場における財務情報の重要性



財務情報の信頼性確保のシステム

～公認会計士の意義～



日本公認会計士協会HPより

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所証券取引所が開設、1951年、証券取引法に基づく公認会計士監査が開始された。
 - 以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられてきた。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、監査法人が誕生。1967年には学校法人監査、1974年には商法に基づく公認会計士監査導入など公認会計士への要請は証券市場だけでなく社会全般に拡大されていった。

試験合格者と公認会計士の活躍領域の拡大



世界的に生じた会計不正問題

2001年の米エンロンの破綻に始まった一連の不正会計問題を解決するため、米国政府はただちに一連の対策を講じました。

これを契機として、監査の質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立されました。

我が国でも、2004年4月、公認会計士・監査審査会が発足しました。

公認会計士法の改正の概要 ～公認会計士・監査審査会発足の経緯～

金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレートガバナンス

公認会計士・監査審査会発足の経緯(続)

の充実・強化と共に、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

(1) 公認会計士は、不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること

(2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の非監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること

公認会計士・監査審査会発足の経緯(続)

(3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公正性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること

(4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事し得るにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

公認会計士・監査審査会発足の経緯(続)

などが提言された。

本報告を踏まえ…平成15年5月に改正公認会計士法が成立、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(『審査会の活動状況』平成17年12月)

2004年発足時の会長記者会見

ご承知の通り、国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められているところでありまして、そうした中で昨年5月に公認会計士法の改正が行われ、監査法人などの監督体制の充実・強化等の観点から、これまでの公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当公認会計士・監査審査会が設置されたわけでありまして。

特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念、あるいは企業の財務状況を表す財務諸表の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきているわけですが、これは、社会の変化、それから社会の変化から出てくる社会あるいは企業のニーズと

2004年発足時の会長記者会見(続)

現在の公認会計士制度あるいは公認会計士の仕事との間の乖離によるものであり、現代社会に共通の事柄だろうと思います。

審査会は、こうした乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しております。この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め、…企業の財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていくだろうと、我々に与えられた任務を粛々と、と申し上げたのはそういう趣旨で申し上げたわけでございます。

(2004年4月審査会会長記者会見より)

公認会計士監査を巡る近年の動向

- 監査基準の相次ぐ改訂
- コーポレートガバナンス・コード（2015年6月）
- 会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（2015年11月）
- 金融庁・会計監査の在り方に関する懇談会提言「会計監査の信頼性確保のために」（2016年3月）
- 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）（2017年3月）
- IFIAR常設事務局の東京設置（2017年4月）

公認会計士という職業の可能性

- 国際会計士連盟（IFAC）会長は、2015年12月に東京で開催されたシンポジウム「グローバル経済を支える公認会計士の魅力と社会的責務」の基調講演で、次のように語っています。
 - 公認会計士は、グローバルな将来の可能性が素晴らしいキャリアであり、これからの公認会計士には、その将来の可能性に向けて広い視野を持ってほしい。
 - 公認会計士は、社会からグローバルな視点と対応力が求められている。

公認会計士という職業の可能性（続）

皆さんは、公認会計士として身につける知識や手段を使って、いかに公共の利益に変化をもたらし貢献できるか、大胆な想像力で公認会計士という職業を進化させていってほしい。

そのためにも、次世代のリーダーとして常に正しい行いをすることによって、公認会計士という職業は最高レベルの倫理と行動に支えられているという価値観を守ってほしい。同時に、誠実さ、公正さ、善良さによって、キャリアの基盤を強化していってほしい。

（『会計・監査ジャーナル』2016年3月号、140-141頁）